

塩竈市水道事業事後審査型制限付き一般競争入札公告

上水道告示第31号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び塩竈市水道事業契約規程（昭和42年水道部庁訓第2号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月30日

塩竈市長 佐藤 光 樹

1. 制限付き一般競争入札に付す事項

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 業 務 名 | 塩竈市水道料金調定収納システム等構築業務委託 |
| (2) 業 務 概 要 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 期 間 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 入札担当課 | 上下水道部業務課 |
| (5) 発注担当課 | 上下水道部業務課 |
| (6) 支 払 条 件 | 別紙仕様書のとおり |
| (7) 入 札 方 式 | 事後審査型制限付き一般競争入札を適用 |
| (8) 最低制限価格 | 設定しない |
| (9) 入札保証金 | 免除 |
| (10) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上とする |

2. 入札参加資格

令和7・8年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告日時点において次の事項に該当する者。ただし、⑦については、令和8年10月14日まで変更届による希望業種追加または臨時登録の受付をした者を含む。

- ① 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当しない者。
- ⑦ 本市の指名競争入札参加資格承認簿において、物品・役務部門の「電算業務(システム開発)」に登録されている者。
- ⑧ 平成28年度以降に、国または地方公共団体等を元請けとした、水道料金収納システムの導入実績を有する者

3. 入札参加に必要な書類等配布期間及び場所

入札参加申請書類の配布等

- ① 令和8年9月30日から令和8年10月21日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ② 配布方法 9.（2）で示す場所からダウンロードにより入手すること。

4. 契約規程等を示す場所

ホームページアドレス https://www.city.shiogama.miyagi.jp/html/reiki_int/reiki_menu.html

5. 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。（郵送等は認めない）
なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

① 一般競争入札参加申請書（様式１号）

② 同種業務の実績調書（様式２号）

※ 上記①～②の書類を袋とじて提出すること。

※ 入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札日当日に持参すること。

なお、持参しない場合は失格とする。

（２）提出期間及び提出場所

提出期間 令和８年９月３０日から令和８年１０月２１日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

提出場所 塩竈市上下水道部業務課管財係（上下水道部庁舎２階 塩竈市旭町１７番１０号）

６．入札参加資格の審査及び落札者の決定

（１）入札参加資格の審査は、塩竈市水道事業建設工事制限付一般競争入札実施要綱第６条の規定により審査する。

（２）予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

（３）落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

（４）開札後、提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを事後審査し、落札者を決定する。

（５）落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

（６）落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

７．入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

（１）２．入札参加資格の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

（２）提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

８．入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

（１）入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して７日

（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。

（２）市長は、（１）の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して７日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

９．仕様書等の閲覧

（１）閲覧期間

令和８年９月３０日から令和８年１０月２１日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

（２）閲覧場所及び仕様書等の配布

塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより閲覧及び入手すること。

ホームページアドレス <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/life/5/46/303/>

（３）仕様書等に関する質問

① 仕様書等に関する質問がある場合は、質問書様式に記入し、塩竈市上下水道部業務課管財係まで持参またはFAXすること。（FAX番号：０２２－３６２－０４１１）

FAXによる場合は必ず電話で到着の確認を行うこと。

② 質問の受付期間

令和８年９月３０日から令和８年１０月１４日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

(4) 回答書の閲覧期間

質問に対する回答は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

令和8年10月19日から令和8年10月21日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

(5) 現場説明

仕様書等の閲覧をもって現場説明にかえる。

10. 入札執行の日時場所

令和8年10月22日 午後1時30分

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所4階入札室

11. 入札の方法

(1) 入札参加資格者は、一般競争入札参加申請受理書を持参し、入札担当者の確認を受けること。

(2) 郵送や電送による入札は、認めない。

(3) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

(4) 入札回数は3回以内とする。

(5) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

12. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札参加資格以外の者が行った入札

② 入札者の記名押印の無い入札

③ 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札

④ 7.(1)に該当する者が行った入札

⑤ 11.(5)で示す入札心得を遵守しない入札

13. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町17番10号

塩竈市上下水道部業務課管財係(上下水道部庁舎2階) TEL 022-364-1415

FAX 022-362-0411